

令和5年 中間市農業委員会総会（5月）議事録

1. 開催日時 令和5年5月12日（金）10時00分開始～10時19分閉会

2. 開催場所 中間市地域交流センター2階 第1会議室

3. 出席委員 7名

会長 柴田 功 1番 白橋 宏 2番 井上俊子  
3番 牧野謙二 4番 日高誠司 5番 貞末 照  
6番 花田正則

4. 推進委員 2名 丸山政和 日高靖

5. 傍聴者 0名

6. 事務局 4名 宮崎事務局長 深川補佐 花田係長 坂本 熊井

7. 議事日程について

議案第12号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について  
(利用権設定)

議案第13号 農用地利用配分計画案に関する意見について (利用権設定)

【議事内容】

柴田議長：皆さんお揃いのようなので始めたいと思います。

ただいまの出席委員は7名で委員定数の過半数が出席しております。よって、令和5年5月の農業委員会は成立いたしました。それでは本日の会議を始めたいと思います。本日の日程は、お手元の議案書の要領で進行いたしますのでよろしくお願いたします。今回は報告についての議題がございませんので、議案事項について議題といたします。それでは議案第12号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について (利用権設定)」を議題といたします。議案第12号はA氏に関する案件となりますので、退室をお願いいたします。それでは提案理由の説明を求めます。

事務局：はい、資料の1ページをお開きください。

議案第12号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について (利用権設定)」です。利用権の設定を受けるものは、すべて農地中間管理

機構として統一されておりますので、1件目だけ説明しまして以下省略いたします。それでは説明いたします。

1件目、農地の所在地中間市大字下大隈字尾尻。面積847㎡。利用権を設定する者、住所中間市大字下大隈。利用権の設定を受ける者、農地中間管理機構。住所福岡市中央区天神4丁目。利用目的田。期間9年11ヶ月。10a当たり賃借料10,300円。

2件目、農地の所在地中間市大字中底井野字木屋瀬田。面積3,024㎡。利用権を設定する者、住所中間市大字垣生。利用目的田。期間4年11ヶ月。10a当たり賃借料10,300円。

3件目、農地の所在地中間市大字垣生字番城田。面積582㎡。利用権を設定する者、住所中間市大字垣生。利用目的田。期間9年11ヶ月。10a当たり賃借料10,300円。

2ページをお開きください。4件目、農地の所在地中間市大字上底井野字小屋根。面積923㎡。同じく。面積139㎡。合計1,062㎡。利用権を設定する者、住所中間市大字上底井野。利用目的田。期間9年11ヶ月。使用貸借のため賃借料は発生しません。

5件目、農地の所在地中間市大字上底井野字葎ヶ鼻。面積1,490㎡。利用権を設定する者、住所遠賀郡遠賀町大字鬼津。利用目的田。期間9年11ヶ月。10a当たり賃借料10,000円。

6件目、農地の所在地中間市大字上底井野字義王。面積1,101㎡。利用権を設定する者、住所中間市大字垣生。利用目的田。期間9年11ヶ月。10a当たり賃借料10,000円。

3ページをお開きください。7件目、農地の所在地中間市大字上底井野字鷺ヶ池。面積1,528㎡。利用権を設定する者、住所八幡西区の場町。利用目的田。期間9年11ヶ月。10a当たり賃借料10,000円。

8件目、農地の所在地中間市大字上底井野字流レ。面積2,372㎡。利用権を設定する者、住所中間市大字上底井野。利用目的田。期間5年11ヶ月。10a当たり賃借料10,000円。

9件目、農地の所在地中間市大字上底井野字流レ。面積1,169㎡。利用権を設定する者、住所八幡西区長崎町。利用目的田。期間5年11ヶ月。10a当たり賃借料10,000円。

4ページをお開きください。10件目、農地の所在地中間市大字垣生字草場。面積919㎡。同じく字榎町。面積2,117㎡。同じく字番城田。面積1,003㎡。大字上底井野字小屋根。面積420㎡。合計4,459㎡。利用権を設定する者、住所中間市大字垣生。利用目的田。期間9年11ヶ月。使用貸借のため賃借料は発生しません。

1 1 件目、農地の所在地中間市大字上底井野字道上。面積 770 m<sup>2</sup>。利用権を設定する者、住所中間市大字垣生。利用目的田。期間 9 年 1 1 ヶ月。10 a 当たり賃借料 10,300 円。

5 ページをお開きください。1 2 件目、農地の所在地中間市大字中底井野字金嶺。面積 666 m<sup>2</sup>。利用権を設定する者、住所中間市大字垣生。利用目的田。期間 9 年 1 1 ヶ月。10 a 当たり賃借料 10,000 円。

1 3 件目、農地の所在地中間市大字中底井野字六反田。面積 2,299 m<sup>2</sup>。同じく。面積 1,096 m<sup>2</sup>。合計 3,395 m<sup>2</sup>。利用権を設定する者、住所八幡西区楠橋下方 2 丁目。利用目的田。期間 9 年 1 1 ヶ月。10 a 当たり賃借料 11,000 円。

1 4 件目、農地の所在地中間市大字垣生字榎町。面積 1,220 m<sup>2</sup>。大字上底井野字二反田。面積 1,822 m<sup>2</sup>。合計 3,042 m<sup>2</sup>。利用権を設定する者、住所中間市大字垣生。利用目的田。期間 9 年 1 1 ヶ月。10 a 当たり賃借料 10,000 円。

説明しました 1 件目から 14 件目の写真、位置図につきましては、6 ページから 14 ページに掲載しております。説明は以上です。

柴田議長：はい。ただいま事務局の説明がありましたが、本件についてご意見ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

採決を取ります。

本件について賛成の方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。

全員賛成のため、原案どおり承認されました。

これで議案第 1 2 号を終わります。

A 氏は入室をお願いいたします。

柴田議長：次の議案第 1 3 号につきましては、B 氏と C 氏と D 氏に関する議題となりますので退室となります。

これ以降は、貞末副会長が進行いたしますのでよろしくをお願いいたします。

貞末副会長：これからは、私が進行していきますのでよろしくをお願いいたします。

それでは議事に入ります。

議案第 1 3 号「農用地利用配分計画案に関する意見について（利用権設定）」を議題といたします。

それでは提案理由の説明を求めます。

事務局：資料 1 5 ページをお開きください。議案第 1 3 号「農用地利用配分計画案に関する意見について（利用権設定）」の説明をいたします。

1 件目、農地の所在地中間市大字下大隈字尾尻。面積 847 m<sup>2</sup>。権利の設定を受ける者、住所中間市大字下大隈。利用目的田。利用存続期間令和 5 年 6 月 1 5 日から令和 1 5 年 4 月 3 0 日、9 年 1 1 ヶ月。10 a 当たり賃借料 10,300 円。支払方法口座振替。

2 件目、農地の所在地中間市大字中底井野字木屋瀬田。面積 3,024 m<sup>2</sup>。権利の設定を受ける者、住所中間市大字垣生。利用目的田。利用存続期間令和 5 年 6 月 1 5 日から令和 1 0 年 4 月 3 0 日、4 年 1 1 ヶ月。10 a 当たり賃借料 10,300 円支払方法口座振替。

3 件目、農地の所在地中間市大字垣生字番城田。面積 582 m<sup>2</sup>。権利の設定を受ける者、住所中間市大字垣生。利用目的田。利用存続期間令和 5 年 6 月 1 5 日から令和 1 5 年 4 月 3 0 日、9 年 1 1 ヶ月。10 a 当たり賃借料 10,300 円。支払方法口座振替。

1 6 ページをお開きください。4 件目、農地の所在地中間市大字上底井野字小屋根。面積 923 m<sup>2</sup>。同じく。面積 139 m<sup>2</sup>。合計 1,062 m<sup>2</sup>。権利の設定を受ける者、住所中間市大字上底井野。利用目的田。利用存続期間令和 5 年 6 月 1 5 日から令和 1 5 年 4 月 3 0 日、9 年 1 1 ヶ月。使用貸借のため賃借料は発生しません。

5 件目、農地の所在地中間市大字上底井野字葎ヶ鼻。面積 1,490 m<sup>2</sup>。同じく字義王。面積 1,101 m<sup>2</sup>。同じく字鷺ヶ池。面積 1,528 m<sup>2</sup>。合計 4,119 m<sup>2</sup>。権利の設定を受ける者、住所中間市大字上底井野。利用目的田。利用存続期間令和 5 年 6 月 1 5 日から令和 1 5 年 4 月 3 0 日、9 年 1 1 ヶ月。10 a 当たり賃借料 10,000 円。支払方法口座振替。

6 件目、農地の所在地中間市大字上底井野字流レ。面積 2,372 m<sup>2</sup>。同じく。面積 1,169 m<sup>2</sup>。合計 3,541 m<sup>2</sup>。権利の設定を受ける者、住所中間市大字上底井野。利用目的田。利用存続期間令和 5 年 6 月 1 5 日から令和 1 1 年 4 月 3 0 日、5 年 1 1 ヶ月。10 a 当たり賃借料 10,000 円。支払方法口座振替。

17 ページをお開きください。7 件目、農地の所在地中間市大字垣生字草場。面積 919 m<sup>2</sup>。同じく榎町。面積 2,117 m<sup>2</sup>。同じく字番城田。面積 1,003 m<sup>2</sup>。大字上底井野字小屋根。面積 420 m<sup>2</sup>合計 4,459 m<sup>2</sup>。権利の設定を受ける者、住所中間市大字垣生。利用目的田。利用存続期間令和 5 年 6 月 1 5 日から令和 1 5 年 4 月 3 0 日 9 年 1 1 ヶ月。使用貸借のため賃借料発生いたしません。

8 件目、農地の所在地中間市大字上底井野字道上。面積 770 m<sup>2</sup>。権利の設定を受ける者、住所中間市大字上底井野。利用目的田。利用存続期間令和 5 年 6 月 1 5 日から令和 1 5 年 4 月 3 0 日、9 年 1 1 ヶ月。10 a 当たり賃借料 10,300 円。支払方法口座振替。

18 ページをお開きください。9 件目、農地の所在地中間市大字中底井野字金嶺。面積 666 m<sup>2</sup>。権利の設定を受ける者、住所中間市大字中底井野。利用目的田。利

用存続期間令和5年6月15日から令和15年4月30日、9年11ヶ月。10a  
当たり賃借料10,000円。支払方法口座振替。

10件目、農地の所在地中間市大字中底井野字六反田。面積2,299㎡。同じく。  
面積1,096㎡。合計3,395㎡。権利の設定を受ける者、住所中間市大字垣生。利  
用目的田。利用存続期間令和5年6月15日から令和15年4月30日、9年1  
1ヶ月。10a当たり賃借料11,000円。支払方法口座振替。

11件目、農地の所在地中間市大字垣生字榎町。面積1,220㎡。同じく上底井野  
字二反田。面積1,822㎡。合計3,042㎡。権利の設定を受ける者、住所中間市大  
字垣生。利用目的田。利用存続期間令和5年6月15日から令和15年4月30  
日、9年11ヶ月。10a当たり賃借料10,000円。支払方法口座振替。

説明しました写真、位置図につきましては、19ページから27ページに掲載し  
ております。説明は以上です。

貞末副会長：はい。ただいま事務局の説明がありましたが、本件についてご意見ご質問のあ  
る方は挙手をお願いいたします。

採決をとります。

本件について賛成の方の挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。

全員賛成のため、原案とおり承認されました。

これで議案第13号を終わります

柴田会長、B委員、C推進委員は入室をお願いいたします。

続きまして「その他について」を議題といたします。事務局ありませんか。

事務局：ありません。

柴田議長：以上で「その他について」を終わりたいと思います。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は会議規則第9条により議長において、白橋委員、井上委員を指  
名いたします。

以上をもって全日程を終了いたしましたので、本日の会議を閉会いたします。

お疲れ様でした。

議事録署名委員

白橋 良

井上 俊子